

韓国知的財産ニュース 2013 年 7 月前期

(No. 250)

発行年月日：2013 年 8 月 1 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、7 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 2012 年知的財産統計年報を発刊 (7. 2)
- 2-2 科学技術分野の政府系研究機関 17 所が技術持ち株会社を創立 (7. 2)
- 2-3 [統計で見る知財] 最近 5 年間における韓国特許庁の審査処理 (7. 2)
- 2-4 政府系研究機関 予算不足で知財権放棄が続出 (7. 7)
- 2-5 世界特許情報標準 (ST. 96) の統合…韓国と米国が主導 (7. 10)
- 2-6 韓国特許庁、「特許情報振興センターを大田に移せ」 (7. 11)
- 2-7 特許ネット！標準技術の適用で中小企業の敷居が低くなった (7. 15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 韓国富士通、ポータブルブランチで悩まされ (7. 3)
- 3-2 ウェブキャッシュと韓国富士通が和解 (7. 9)
- 3-3 「通信キャリアも特許紛争の当事者」 (7. 10)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 ヒーリング (Healing・癒し) 関連の商標出願が急増 (7. 11)

その他一般

- 5-1 ナノ技術関連の論文・特許 韓国が世界 3 位 (7. 3)
- 5-2 ロボットカー関連の特許出願が増加基調に (7. 3)
- 5-3 信用保証基金「企業価値評価・認証システム」を特許登録 (7. 4)

- 5-4 大学の成果中心の特許出願 改善が急がれ(7.4)
- 5-5 エレベータ安全関連の特許出願が急増(7.4)
- 5-6 センサー基盤の M2M 技術関連の特許が急増(7.9)

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

2-1 2012年の「知識財産統計年報」発刊

韓国特許庁(2013.7.2)

韓国特許庁は、創造経済時代に向け、その重要性がより強調されている知的財産の成果を容易に把握できるよう、知的財産活動の全体的な統計情報を載せた「2012年知識財産統計年報」を発刊した。

2012年知識財産統計年報は、2012年1月から12月まで受け付けられ、2013年5月10日までに行政手続きが完了した確定値の知的財産統計を、総括・出願・審査・登録・審判・参考資料など6章に構成し、80項目の統計指標を収録した。

「2012年知識財産統計年報」によると、2012年の知的財産の出願件数は、396,996件(前年比7.0%増加)、新規登録件数は243,869件(14.0%増加)となり、審判請求件数は、14,747件(2.2%増加)と、知的財産の活動が前年より積極的に行われたことが分かった。

2012年の出願における韓国人の出願は、339,863件と85.6%を占め、外国人の出願件数は57,133件と14.4%を占めた。法人の出願を除いた韓国の個人出願の男女比率は、男性が101,987件と78.9%、女性が27,315件と21.1%を占めていたが、女性の出願の割合は、2009年17.2%から増加傾向にある。

出願、審査、登録、審判などの基礎的な統計以外にも、知的財産統計年報には、自治体別の出願・登録の現状と、産業部門別の出願・登録現状、及び産業別の特許分類表などを参考資料として収録している。

基礎自治体の特許出願は、京畿道の水原市(12,139件)、大田広域市の儒城区(9,337件)、ソウル特別市永登浦区(8,140件)、ソウル特別市瑞草区(7,494件)、京畿道の城南市(6,383件)順であり、産業部門別の特許出願件数は、化学(19,753件)、一般機械(17,907件)、コンピュータ・情報処理(12,123件)、半導体(11,947件)、光学および映像・音響機器(10,769件)の順となった。

特に今年は、世宗特別自治区の発足により、市・道別の出願・登録件数に世宗市が追

加されたほか、米韓 FTA の発効にともなう商標法改正によって導入される声や匂い商標などに関する統計指標も新規追加された。

知識財産統計年報は、国内外において行われた知的財産活動の内容を体系的に分析できる情報を提供し、企業や地方自治体などがより精巧な知的財産戦略を確立するうえで役に立つと期待されている。

(以下、詳しい統計数字は、ジェトロソウル知財チームの HP の統計をご覧ください。)

2-2 科学技術分野の政府系研究機関 17 所が技術持ち株会社を創立

デジタルタイムズ(2013.7.2)

科学技術分野の政府系研究機関が保有している技術を事業化する大型の共同技術持ち株会社が設立される。3 万件を超える特許をかかえながらも、事業化システムが整えられず、商品化に成功した事例がなかったが、産業と市場のキープレイヤーとして位置付けられるきっかけになると考えられる。

韓国科学技術研究院(KIST)、韓国電子通信研究院(ETRI)、韓国電子力研究院など、未来創造科学部所属の 17 機関は、技術創業の拠点的な役割を果たす共同持ち株会社の設立に合意したと 1 日に発表した。同日、大田にて 17 の機関長が参加した中で了解覚書を締結した。

技術持ち株会社は、政府系研究機関が保有している技術に基づき、企業設立後の 5 年間経験するいわゆる「死の谷」の時期に、資金と経営を支援するサービスを提供する。研究機関の技術を組み立て、多様な融合・複合技術が技術持ち主会社を通じて市場に登場する見込みだ。

資本金は、計 530 億ウォンで、今年に 53 億ウォンを出資し、来年に 262 億ウォン、2015 年 215 億ウォンを追加出資するという。そのため、今月中に設立委員会を構成し、10 月まで設立計画を確立、11 月に法人の設立と登録を終える予定だ。標準科学技術院、生命工学研究院、生産技術研究院、地質資源研究院、化学研究院、エネルギー技術研究院などが持ち株会社の設立に参加する。

政府系研究機関は、特に、創業企業が成長段階別に資金の追加支援を可能にするため、資本金 530 億ウォンをレバレッジとして活用し、民間のベンチャキャピタル、公的機関、未来創造科学部などと共同で 2105 年まで、計 2000 億ウォン規模のファンドを発売する計画だ。

持ち株会社の設立準備院長を務める原子力研究院のチョン・ヨンホ院長は、「技術持ち株会社の発足により、技術創業企業の生存率と、事業化の成功率が画期的に高まるだろう」と述べた。

今回の計画に参加した韓国生産技術研究院のチョン・ホイル博士は、「技術持ち株会社の設立と、TLO 強化を通じて政府系研究機関の技術料の策定を、2012 年約 900 ウォンから 2015 年 1270 億ウォン、2017 年 1800 億ウォンに増やすこともできるだろう。技

術持ち株会社を通じて、今後 10 年間、250 社の子会社を設立し、4271 人の新規雇用を創出するというのが目標だ」と説明した。

2-3 [統計で見る知財] 最近 5 年間における韓国特許庁の審査処理

電子新聞(2013. 7. 2)

(この記事は、表のみとなっています。)

区分	2008	2009	2010	2011	2012
特許	95,504	94,300	125,633	174,283	163,246
実用新案	13,824	11,208	12,307	17,953	13,615
デザイン	50,117	41,484	48,023	55,081	62,834
商標	117,796	89,638	106,945	123,773	113,136
合計	277,241	236,630	292,908	371,090	352,831

2-4 政府系研究機関 予算不足で知財権放棄が続出

電子新聞(2013. 7. 7)

確保した特許等の知的財産権を放棄する政府系研究機関が続出している。増加した特許の維持と管理に伴うコストを予算がバックアップできていないためだ。特許が技術事業化のコアとなっているなか、維持と管理に係る予算が不足し、国の研究資産が消えてしまいかねないという懸念の声が高まっている。

7 日の主な政府系研究機関によると、特許出願の急増にともない、特許の出願・登録・維持料の納付などの特許管理コストも急速に膨らんだが、管理予算は、間接費項目に編成され、使用が容易ではないという。特許管理予算不足が深刻で、主な研究機関が知財権の創出と保護に頭を抱えている。

韓国電子通信研究院の知的財産経営室のシン・ジョンヒョク室長は、「特許にかかるコストが間接費の予算に縛られ、弾力的な運用ができない。韓国だけでなく、海外への特許出願も難しい状況だ」と説明した。

政府系研究機関の中で最も多い特許を確保したのは、韓国電子通信研究所(ETRI)だ。ETRI は、米国の特許情報コンサルティング会社「IPIQ」が施行した「米国における特許総合評価」で 2 年連続 1 位となった。しかし、特許管理が難しく、登録をあきらめた特許が少なくない。韓国特許庁に登録されている 2 万 6947 件の中で、消滅した特許は 37%の 1 万 36 件だ。シン室長は、「特許管理費が不足しており、新しい特許を出願するために、実態調査を行って価値が落ちている特許をあきらめている。維持料などの問題ですべての特許を維持することは、現実的に無理な話だ」と話した。

他の政府系研究機関も状況は同じだ。昨年末、基礎技術・産業技術研究会に所属している 28 の政府系研究機関を対象に韓国科学技術企画評価院(KISTEP)が質問調査を行った結果、年間の研究費における特許支出経費の適切な比率は、2.6%程度だという答えが

多かった。しかし、実際は 1.3%に過ぎず、今より 2 倍以上の予算を確保しなければならない。

こうした政府系研究機関の特許維持料不足は、予算支出が間接費に縛られ、弾力的な運用が難しくなっているのが原因だ。2002 年からの国家研究開発(R&D)事業特許維持料は、科学文化活動費、技術創業出演・出資金と同様に、成果活用支援費項目に間接費として策定されている。これまでは、直接経費に含まれていたが、最近、特許維持料が研究遂行以後に発生するとして、基準が変わった。KISTEP のイ・ギル室長は、「知財の出願・登録費用は、直接費を内包しているが、実際の運用は間接費として編成されている。間接費の執行により、研究支援の人的費・研究支援機関の運営費に押されて、経費は不足してしまう」と説明した。

特許管理経費を弾力的に策定するため、技術使用料の収益を支出経費に転換できるが、それほど簡単な話ではない。技術収入が生じると、職務発明の名目で研究者に 50%が支給される。残りの 50%から科学技術者共済会に 9%を納付すれば、41%が残る。その 7 割(ETRI)は、R&D に再投資されるほか、技術移転拡大の貢献者、機関運営の支援費などに使うと、運用できる予算がないという話だ。

KISTEP は、「大学・政府系研究機関の特許出願が国内外において大きく増加し、経費もさらに必要となったが、創出・管理費用は、相変わらず不足している状況だ。間接費の中に特許経費を研究費に比した一定の比率を編成するか、R&D 税額控除の対象にするなどの改善策、ガイドラインなどが検討されなければならないだろう」と述べた。

機関	費用			
	出願	登録	維持	合計
韓国基礎科学支援研究院所属の 政府系研究機関 10 ヲ所	5,916	1,475	1,184	8,585
産業技術研究会所属の 政府系研究機関 14 ヲ所	13,750	5,870	3,510	23,144
合計	19,666	7,345	4,694	72,551

(単位：100 万ウォン)

<クォン・ドンジュン記者>

2-5 世界特許情報標準(ST.96)の統合…韓国と米国が主導

電子新聞(2013. 7. 10)

新しい特許情報標準(ST.96)の統合に向けた取組みが韓国と米国から出ており、国別に異なっている知的財産(IP)関連のデータの標準化が完了された場合、情報利用者の利便性が向上すると期待されている。ヨーロッパなど、従来の標準を採用している国が参

加するかどうかにも注目が集まっている。

韓国特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO)の特許情報標準の中でも新しい標準様式とされる「ST.96」の採用事業をめぐり、5 極特許庁(IP5)の中では韓国と米国が導入への取組みを開始したと発表した。ST.96 は、国別に異なっているデータ様式であるST.36(2004年採用)、ST.66(2007年採用)、ST.86(2008年採用)よりも、さらに詳細なガイドラインとデータ交換における統一性を確保している。

これは、韓国と米国が最も積極的に取り組んでいる。韓国はこれまで、独自の標準を使っていたため、特許情報利用者が検索などの情報獲得に困難していた。韓国特許庁は「文書構造に相当の未標準項目と誤りが存在し、データの可読性が落ちていた。出願番号、公開番号など、主要番号の体系が生産時期や権利別に異なっていて、検索に難があった」と説明した。ST.96 を採用すれば、単純なテキスト構造で提供されていた情報がXML形式に変更される。韓国特許庁では、今年、5 か年計画の策定において、普及データベースにST.96 を採用することを決めた。

米国特許庁(USPTO)もST.96 システム採用のためのプロジェクトを進めている。特許出願の全過程を電子処理するシステム(PE2E)の改善と連携し、標準の影響を受ける部分は、2016年まで採用を完了する計画だ。韓国特許庁によると、日本(JPO)と中国(SIPO)も現在はST.36 標準を採用しているが、各国特許庁の動向に応じては、立場の変更が可能だということが確認された。各国特許庁の内部システム変更のとき、ST.96 に切り替えるかどうかを検討したいとの立場だ。

ヨーロッパ特許庁(EPO)は、まだST.96 標準導入には及び腰だ。韓国特許庁の関係者は、「ST.36 標準を兼ね備えているヨーロッパ特許庁がシステムを全て変更するのは容易ではないだろう」と話した。

WIPO では、世界の特許庁間における言語障壁を無くし、特許出願や審査情報をリアルタイムで確認できる「国際特許情報システム(Global Dossier)」構築への合意に基づき、特許情報標準化も強調している。今年10月に予定されている第7回IP5実務者グループ会議の場において、データ標準化案が議論される予定だ。

<クォン・ドンジュン記者>

韓国(KIPO)	独自の標準→ST.96 へ切り替え中
米国(USPTO)	ST.96 へ切り替え中
中国(SIPO)	ST.36(現在、ST.96 への切り替えを検討中)
日本(JPO)	ST.36(現在、ST.96 への切り替えを検討中)
ヨーロッパ(EPO)	ST.36 維持

2-6 韓国特許庁、「特許情報振興センターを大田に移せ」

電子新聞(2013.7.11)

韓国最多の特許専門担当者を保有している特許情報院の傘下機関「特許情報振興セン

ター」の大田移転を韓国特許庁が推進しているという。

11日、韓国特許庁によると、最近、特許審査業務の効率性向上を図るため、密接な関係にある特許情報振興センター(以下センター)に対し、機関の移転などを含めた事業効率化案を準備するよう勧告したという。

センターの移転は、大田市が中心となって、特許情報院の誘致に乗り出して失敗した。その約7年ぶりに、韓国特許庁が再検討しているため、その成り行きに注目が集まっている。

ソウル東橋洞に所在している特許情報振興センターは、母体となる特許情報院の中心機関として、2011年付設機関に独立した。機関予算規模が年間500億ウォンに達しており、職員規模(非正規職を含む)も約670人をかかえる大型機関だ。

韓国特許庁の傘下機関中では、その規模が最も大きいうえ、韓国最多の特許専門担当者を保有している機関だ。韓国特許庁の先行技術調査業務を支援すると同時に、特許情報調査・分析・評価・コンサルタントなど多様な特許情報サービスを民間に提供している。

大田市は、2006年に「特許都市 大田」をかかげ、誘致委員会まで立ち上げて現在の特許情報振興センターの機能を担当していた特許情報院を誘致しようとしたが、特許情報院の構成員の反対により、移転誘致に失敗した。ところが、今回は、韓国特許庁が積極的にこの問題に取り組み、関心が寄せられている。

韓国特許庁は、「センター業務の大半が庁と直接関係しているうえ、隣接していたほうが業務の効率性を最大化できる」と移転勧告の背景を説明した。

特許審査の前段階として、主に先行調査を行っているセンターは、業務の性格上、特許庁の審査官と調査員の間で定期的な面談が必要だが、現在は、地理的に離れていて時間的、空間的な制約を克服できていないという声が上がっている。

先行技術調査は、特許審査の品質に大きな影響を与えるだけに、審査官と調査員間の緊密なコミュニケーションのバックアップが必要となる。韓国特許庁は、Eメールやオンラインを通じて、不足したコミュニケーションを補完しているはあるが、あまり役に立てずにいるという。

こうした問題を認識し、事業効率化案についてキム・ヨンミン庁長本人が直接手がけているという。

韓国特許庁の関係者は、「センターがソウルにあるため、審査官と調査員の間で円滑なコミュニケーションが行われにくくなっている。特許審査業務の効率性を高めるため、機関の移転などを含めた事業効率化案を検討するよう求めた」と説明した。

だが、移転の推進は、開始からぎくしゃくしているように見える。

特許情報振興センターは、「庁から公式な指針を受けていない」とし、及び腰だ。本庁の移転勧告指針については「知らない」で一貫している。

特許情報振興センター戦略企画本部のチュ・イルテック部長は、「機関移転の問題は、

決して容易なことではない。いい加減な言い方では困る。公式に移転問題が議論されれば、その時になって、内部的に議論に入るだろう」と話した。

<シン・ソンミ記者>

2-7 特許ネット！標準技術の適用で中小企業の敷居が低くなった

韓国特許庁(2013.7.15)

韓国特許庁は、特許情報サービスの品質向上と情報システム運営の効率化を図るため、3年をかけて行ってきた3世代特許ネット構築事業を完了したと発表した。

今回の事業は、政府機関としては初めて、運営中の情報システム全体を電子政府標準フレームワークにシフトさせた事例であるといえる。特許ネットシステム基盤技術の全体にかけて開放性が拡大され、使用されるコンピュータ言語も単一プログラム(Java)に統一化し、システム運営やメンテナンスが簡単になると期待されている。

中小企業の特許行政情報化事業への参加においてネックとなっていた特定の技術に対する従属性が今回の事業を通じて大きく見直され、これまで、特許情報システムの構築及び開発時用に参加できなかった中小のソフトウェア事業者が特許行政情報化事業に参加可能になった。そのため、中小企業が実質的に特許情報システムの開発事業に独自で参加できると予想され、中小企業の雇用創出など、創造経済の実現への貢献が期待されている。

これまで、特許ネットシステム開発事業は、1999年開通以降、現在まで大手企業の(株)LG CNSと、(株)サムスン SDSなどが主要事業者として参加しており、中小のソフトウェア事業者は、コンソーシアムや下請けの形で部分的に参加していた。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「韓国特許庁は、特許情報システム開発への機会を中小のソフトウェア事業者にも開放し、様々な支援策を講じる予定で、一過性のものではない持続可能な中小企業の支援策になるよう、力を尽くしたい」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 韓国富士通、ポータブルランチで悩まされ

デジタルタイムズ(2013.7.3)

最近、ウェブキャッシュとの特許紛争に巻き込まれている韓国富士通が訴訟を提起し対応に乗り出したが、逆に事業拡大に苦汁をなめるなど、頭を悩まされている。

3日の業界によると、韓国富士通は、ウェブキャッシュが「ポータブルランチ」関連特許を不当に取得したとして訴訟を提起していたが、競合会社であるウェブキャッシュに一部プロジェクトを奪われた。2011年から関連事業を展開してきた韓国富士通は、

今回の訴訟をきっかけに市場シェアを確固にしたい考えだが、容易ではなさそうだ。

ポータブルブランチは、銀行の金融業務を支援する携帯用の端末だ。韓国富士通は、2011年から企業銀行やシンハン銀行、外換銀行などに、関連のソリューションを供給してきた。ところが、昨年、韓国富士通とポータブルブランチ事業を進めてきた「mobirus」社がウェブキャッシュに買収合併され、この会社が保有していた特許権もウェブキャッシュに渡された。これを通じてソリューションを強化したウェブキャッシュは、ウリ銀行とプサン銀行などに製品を供給し、市場でシェアを広げていた韓国富士通と本格的な競争を始めた。

両社間の葛藤が水面上に表れたきっかけは、今年の初め、ウリ銀行のスマートブランチ構築事業だ。昨年末の試行事業において3台のポータブルブランチソリューションを供給したが、ウェブキャッシュが本事業に参加することで特許が問題となり、ウリ銀行の関係者と両社の法律代理人が議論の末、当初の随意契約から競争入札に転換して進出した。ウェブキャッシュは、この事業で全体の70%に当たる11台を供給し、韓国富士通は5台の供給にとどまった。

韓国富士通は、現在、ウェブキャッシュを相手に特許無効訴訟を提起している。しかし、ウェブキャッシュが保有しているポータブルブランチ特許が買収合併したmobirus社の固有技術として認められた場合、韓国で事業を展開するうえで大きな打撃になるとみられる。

ウェブキャッシュのイ・ジョンソブ理事は、「mobirusの代表を務め、このソリューションを開発した時、韓国富士通は、わずか1ウォンも投資しなかった。うちの職員が独自で開発したソリューションであり、韓国富士通は、これを利用して自分の事業展開ばかり考えていた。」と主張した。

社会的な雰囲気も韓国富士通には悪材料だ。今回の事件が韓国の中小企業と外国系企業の対決構図に見られたら、身動きの幅は縮んでしまう。

韓国富士通の関係者は、「外国系企業が中小企業の活動を邪魔しているように見られており、積極的に対応したいが、思いどおりにはできていない状況だ。泥沼化しないよう円満に合意を進めていきたい」とコメントした。

<チョン・ヨン Chol 記者>

3-2 ウェブキャッシュと韓国富士通が和解

電子新聞(2013.7.9)

訴訟にまで事態が拡大していたウェブキャッシュと韓国富士通の「ポータブルブランチ(Portable Branch)」特許侵害係争が解決された。初期市場であるだけに、不毛な消耗戦を続けるよりは、相互協力したほうが有利だという判断が働いた。

9日、業界によると、ウェブキャッシュのユン・ワンス代表と韓国富士通のパク・ジェイル代表は、8日に会合し、ポータブルブランチ特許侵害関連の係争を終えることで

合意したという。侵害攻防の対象となった特許は、特許権を共同所有する方向で整理した。韓国富士通は、特許無効訴訟を取り下げる予定だ。

ポータブルブランチは、銀行の窓口業務に利用する端末機と周辺機器を小型化し、セキュリティ機能を強化してオフィスや学校などでも銀行業務の処理が可能にした製品だ。韓国富士通が2011年から企業銀行・シンハン銀行などに製品を供給し、ウェブキャッシュも後発ランナーとしてウリ銀行・釜山銀行などに供給して本格的に事業を展開していた。

ウェブキャッシュは、ポータブルブランチに関する「無線通信を利用した移動式バンキングシステムとそのサービス方法」という特許を5月に登録した。一方、韓国富士通は、6月に協力会社の職員が特許を出願し、ウェブキャッシュがその権利を買収したとし、特許無効訴訟を提起した。ウェブキャッシュは、正当に確保した特許権について韓国富士通が事実をわい曲していると主張し、訴訟も辞さないと発表するなど、対立は激しさを増していた。

だが、両社は、ポータブルブランチ市場がまだ初期段階にあるため、不毛な競争は、互いに損害と判断した。今後は、侵害攻防が交わされている特許権を共同所有するほか、公正な競争と協力に取り組む方針だ。韓国富士通は、特許無効訴訟を取り下げる一方、具体的な協力事項をウェブキャッシュと共同発表する予定だ。両社は、メディアを通じた相互誹謗なども中止することにした。

韓国富士通のパク代表は、「ユン・ワンス代表と会って、不毛な消耗戦を続けないということで合意した。これからは、公正に競争、協力することにした。市場でいざこざが発生してしまうと、これから、両者が事業を推進することにネックになり得るということでコンセンサスができたのだ。近いうちに、実務的な協力案を共同で発表する計画だ」とコメントした。

<ユ・ソンイル記者>

3-3 「通信キャリアも特許紛争の当事者」

電子新聞(2013.7.10)

特許係争が製造会社に限らず、通信キャリアも主要な当事者であるという指摘が提起された。通信キャリアが伝統的サービスから脱して事業の多角化を図っており、通信キャリアの事業が紛争領域にまで拡大しているからだ。KT 経済経営研究所は、「通信キャリアも特許戦略が必要な時代だ」という報告書において、このような内容を主張した。

報告書では、携帯電話を利用した電子メールに関する多数の特許を所有した、いわゆる「パテント・トロール」の一つとされる NTP を事例としてあげ、通信サービスが進化するほど、そこに利用される技術を通信キャリアがどれほど特許の形で先取りしているかが企業の競争力を左右すると分析した。

NTP は、携帯電話を利用した電子メールに関する特許に基づき、ベライゾンをはじめ、

スプリント、T-モバイル、AT&T モバイルなど、米国の通信キャリアに訴訟を提起、巨額の和解金を受け取った。テレビ視聴中に、他のチャンネルを録画できる技術を保有したティボ社は、通信キャリアはもちろん、ケーブルテレビ事業者などが類似の録画サービスを提供すると、特許を侵害したとし AT&T やベライゾンなどを相手に訴訟を提起した。AT&T は、2150 万ドル、ベライゾンは、2 億 5040 万ドルをそれぞれ支払った。

一方、通信キャリアが勝訴しても被害は残る。韓国のキャリア 3 社は、中小企業が提起した特許侵害訴訟に共同対応し、該当特許を無効化させた事例がある。5 年で終了した訴訟において 3 社は、多くの時間と人材、費用を消耗したほか、「中小企業に対する大企業の横暴だ」という非難世論も甘受しなければならなかった。報告書は、「通信キャリアは、すでに特許紛争の主な当事者になっており、特許訴訟に巻き込まれれば、訴訟の結果と関係なく、様々な被害をこうむることになるため、特許紛争の脅威に効果的に対処する方法を模索する必要がある」と主張した。

通信キャリアの特許戦略として、△特許の重要性の認識と、特許確保のための大胆な研究開発(R&D)投資、△通信標準特許の確保、△戦略的な分野でコア特許の確保などを提示した。報告書は、「特許として認められる技術を積極的に開発し、これを先取りすることが最も基本であって、根本的な特許戦略になるほかはない。R&D 投資が先行しなければならない」とアドバイスした。

標準化機構が定めた標準技術を具現化する過程で必須に使われる特許、回避設計が不可能な「標準特許」の重要性も強調した。クアルコムは、標準特許で成功した代表的な会社だ。クアルコムは、強力な CDMA 標準特許に基づき、CDMA チップ市場を独占する一方、CDMA 特許ロイヤリティーで巨額の収益を上げている。報告書は、「特許紛争は、一度巻き込まれてしまうと、会社の存続をかけるほどにその規模が大きく、回数も頻繁になっている。効率的な特許戦略は、特許紛争の脅威から脱せられることはもちろん、特許を利用した競争力強化にもつながる」と説明した。

<キム・ウォンベ記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 ヒーリング(Healing・癒し)関連の商標出願が急増

韓国特許庁(2013. 7. 11)

「ヒーリング(Healing・癒し)」という単語が我々の生活に定着しつつある。SBS で人気放送中の「ヒーリングキャンプ(Healing Camp)」にも有名人が出演して視聴者の関心も熱くなっている。このように、「体と心を癒す」という意味の「ヒーリング」は、忙しい日常生活に疲れた現代人にとって大きな関心事になっている。

また、最近 5 年間(2008~2012 年)、「ヒーリング(Healing)」と結合した商標の出願を

分析すると、化粧品関連の商標が 76 件で最も多く、家庭用具関連が 25 件でその次となっている。その代表的な標章には、「Theta healing, Honey Honey Healing me」などだ。また、サービス業分野では、医療関連が 93 件、教育関連が 55 件だ。代表的な標章は、ホーリスティック・ヒーリングセンター「ウリ」(Holistic healing center We#)、ヒーリングフードガビア(Healing food GABIA)などがある。

このように、最近の「ヒーリング」結合商標出願の増加は、消費者の所得や文化の水準が向上し、健康で幸せな暮らしを追求する現代人のニーズに素早く対応している現実を業界が反映しているものと分析される。特に、マーケティング業界では、「ヒーリング」に関する様々な商品とサービスを発売して感性マーケティングを繰り広げているため、今後とも「ヒーリング」と結合した商標の出願の増加基調は続くと思われる。

韓国特許庁商標 2 審査課のパク・ウンヒ家長は、「ヒーリング」とは、心と体を癒すという意味で、大変良い単語であるが、「ヒーリング」だけだと自他商品の識別力がないため、商標登録が得られないと説明し、必ず識別力のあるほかの単語と結合して出願することに気をつけるべきであり、これからも「ヒーリング」と結合した商標の出願は増加していくと述べた。

年度別	出願件数		合計
	商標	サービス標	
2008	10	13	23
2009	17	23	40
2010	36	24	60
2011	31	34	65
2012	138	205	343

その他一般

5-1 ナノ技術関連の論文・特許 韓国が世界 3 位

デジタルタイムズ(2013. 7. 3)

韓国がナノ技術分野に提出された国際論文の数と、米国の公開特許登録件数で世界 3 位と評価された。

ナノ技術の競争力は、米国、日本、ドイツに続いて世界 4 位とランク付けられた。

未来創造科学部は、2012 年における韓国のナノ分野の活動成果を盛り込んだ「ナノ

技術年鑑」でこのような内容を明らかにした。

年鑑によると、韓国は、2001年から昨年までの12年間、ナノ技術開発に約2兆9000億ウォンを投入し、昨年同分野での科学技術論文引用索引(SCI)論文掲載件数は、中国、米国に続いて3位、米国の公開特許登録件数は、米国と日本に続いて3位となった。

専門格付け会社である「ラックスリサーチ」社の評価では、2010年ベース、韓国のナノ技術競争力は、米国、日本、ドイツに続いて4位と評価された。

<アン・キョンエ記者>

5-2 ナノ技術関連の論文・特許 韓国が世界3位

デジタルタイムズ(2013.7.3)

SF 映画でしか再現できないと思われていたロボットカーが最近、関連技術の急速な発展に後押しされ、その実現性が高まりつつある。

その例として、インターネット検索エンジンで有名な米国のG社が人間の運転なしで自動で走行できる自動車を開発し、米国で特許を取得したほか、ネバダ州などでは、実際の道路を走行できる許可も得た。

国内外の自動車メーカーもロボットカーの技術開発に取り組んできたが、主に基礎的な技術と、安全運行を補助する技術に重きが置かれ、オートクルーズコントロールシステムや車線離脱警告設備(LDWS)などがその代表的な例としてあげられる。

ところが、最近では、研究の範囲を拡大し、完全な無人自律走行自動車を開発する方向で技術開発が行われている。

韓国特許庁によると、この分野の特許出願は、2007年にまでは、1年間2~10件にすぎなかったが、2008年23件、2012年32件が出願されるなど、2008年以降からその出願が増加基調にある。

この10年間行われた特許出願を出願人属性別に分析すると、現代自動車が15%を占め、特許技術の先取りのため、研究開発が最も積極的に行われていることがうかがえた。その次を(株)マンド、韓国電子通信研究院、KAISTなどが後を継いだ。

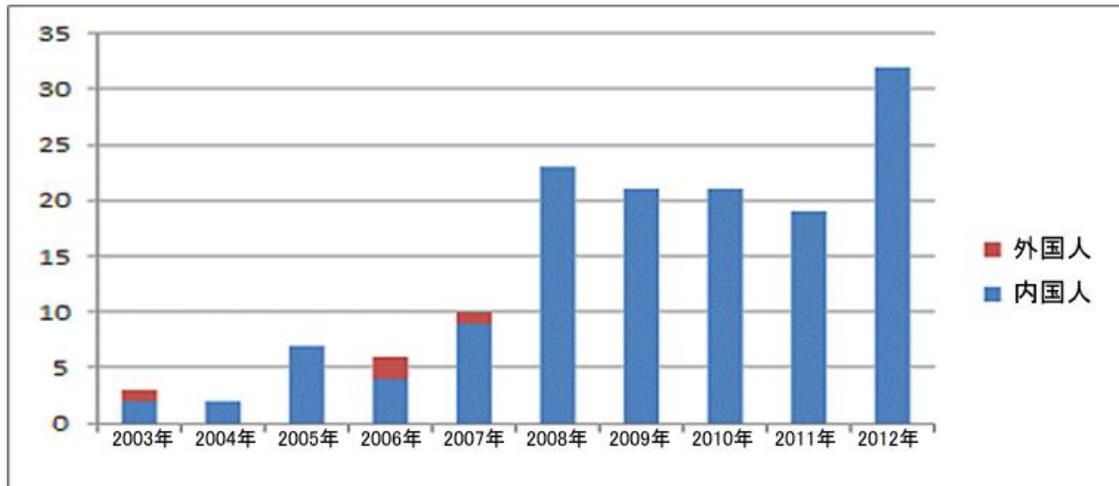
技術分野別では、人の目の役割をする映像センサー(例:カメラ)技術が役24%と最も多く、頭脳を担当し、最適な経路を選定する人工知能が約18%、足に当たる車両運転コントロール(約11%)分野で多くの出願がなされている。

このほかにも、道路を走行する自動車の特性上、GPSの活用、道路施設や他の車両との通信などの分野でも技術開発が行われ、一部が出願されている。

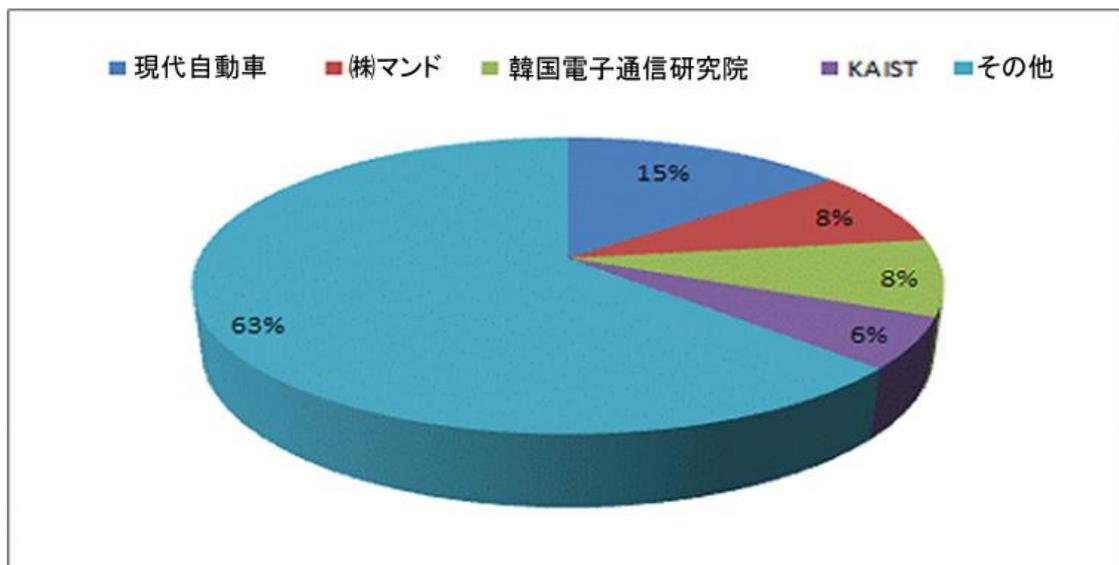
このように、伝統的な自動車技術に情報通信技術(ICT)が融合・複合されることで、創造経済をリードする代表的な先端技術だといえる。

韓国特許庁によると、韓国は、世界5位の自動車生産国であり、情報通信技術大国であるだけに、自動車や情報通信技術を効果的に融合すれば、この分野でも先進国並みに成長できると見込まれ、特許出願も車両の安全性や利便性の向上に対するニーズに応え

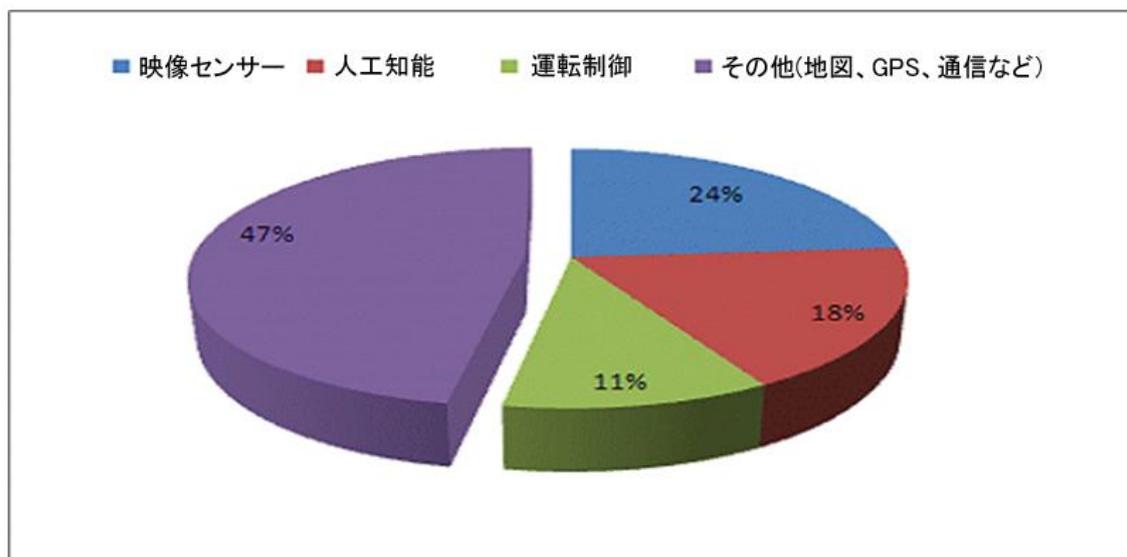
る形で、これからも増加していくと予想されている。



ロボットカー関連の出願人属性別・技術分野別の出願現状
 <出願人別>



<技術分野別>



5-3 信用保証基金「企業価値評価・認証システム」を特許登録

デジタルタイムズ(2013.7.4)

「企業価値評価・認証システム」の特許を登録したと信用保証基金が4日に発表した。

信保の企業価値評価システム(KOVAS)は、企業が保有している有形の資産だけでなく、今後も持続的に成長・発展できる能力があるかどうかを評価するシステムだ。

このシステムには、企業の資産価値と収益価値を反映できる営業超過利益割引システムが搭載され、企業価値を算出しながら、バランスシートに資産として計上されていないが企業価値の創出に貢献する知的資産の価値をも評価に反映できる。

信保は、2010年9月から企業価値評価保証を施行し、2013年6月まで計3671社に4兆5212億ウォンを支援した。また、2012年10月、産業銀行と了解覚書(MOU)を締結し、信保は、信用保証書とともに企業価値評価、および企業情報を産業銀行に提供しており、産業銀行はこれを利用し、貸出し取扱手続きの簡素化、および貸出金利を優待している。信保は、今後、情報を共有できる銀行を拡大していく予定だ。

信保は、今回の特許登録を通じ、企業価値評価、および企業情報共有システムに対する公信力を向上させ、これが企業価値評価の利用幅を拡大できる契機になると説明した。

信保保証事業部門のハン・ジョンクァン担当理事は、「信保は、創意的アイデアが中心となっている政府政策に積極的に対応し、企業価値評価システムを創造金融支援のコアインフラとして拡大・発展させていく考えだ」と説明した。

<カン・ジンギョ記者>

5-4 大学の成果中心の特許出願 改善が急がれ

電子新聞(2013.7.4)

大学が提出された特許について検証を行わず、そのまま特許として出願していること

が分かった。品質の低い特許が多くなる理由だとの批判が出ており、成果中心の出願から脱し、良質の特許を確保するための対策を求める声が高まっている。

主要大学によれば、特許事業化を担当する「技術移転専門担当組織(TLO)」は、教授から提出された発明申告書の大半を、きちんとした検証を行わず、そのまま出願しているという。発明申告書とは、特許出願に先立って教授が提出する事前の特許申込書のようなものだ。

韓国特許庁によると、この 10 年間(2002 年～2012 年)、特許多出願の順位は、KAIST(9029 件)、延世大学(4164 件)、高麗大学(4007 件)となっている。主要大学の TLO が先行技術調査などを行い、補完の要請などを理由に断るのは 10%も満たしていないことが確認された。教授によって発明がなされれば、大半が特許として出願されるという意味だ。

KAIST は、年間約 1000 件の特許を出願し、韓国の大学では最も多くの特許を出願している。昨年までは、教授発明申告書が提出されれば、ほぼ 100%が出願となった。今年 3 月、特許出願審査を強化したため、権利範囲の補完などを理由とした出願拒絶件数が何件かあったが、出願率は、依然として 90%を上回っている。特許出願が多い他の大学も約 95%の出願率を示している。KAIST の TLO 関係者は、「出願が多いとして、それが競争力のある特許を確保しているとは限らない。特許価値を質的に評価できるシステムが構築されていない状況だ」と説明した。

特許の出願が積極的に行われることは望ましいが、特許性のない特許も急増しているところが問題だとして指摘されている。昨年の国政監査の結果、大学が登録した特許のなかで休眠状態となっているのは約 70%である。KAIST が保有している特許の 65.6%が休眠特許だ。

こうした分別のない特許出願が特許無効化の高止まりの原因だと指摘する向きもある。ある IP サービス会社の代表は、「出願された特許件数そのものは多いが、技術移転など、利用価値が高い特許は見当たらないのが現状だ。特許紛争が発生すれば、権利が消滅する可能性もあるため、技術事業化のネックとなっている」と説明した。

このように、大学が特許の量的増加に力を入れている理由は、特許出願件数が教授の業績や研究成果評価項目になっているためという。教授としては、実績を認められるため、技術の内容よりは、多数の特許出願を獲得しなければならないという圧迫を感じている。ある大学の関係者は、「国家研究開発(R&D)事業課題を遂行するとき、特に特許出願が急増する傾向がある。ところが、その理由や背景が理解できないわけでもないため、特許出願を簡単に断ることもできない」と語った。利用価値の高い特許を分別するシステムの不在も問題として指摘される。

海外の大学では、量的出願よりも特許の品質確保に重点を置いている。東京大学の TLO である「東大 TLO」では、提出された発明申告書の半分の出願を断っている。東大 TLO の山本貴史代表は、「TLO 分析の結果、市場性や特許性がなければ、国の R&D

事業課題となっている発明でも断る場合がある。価値のない特許出願を容認してしまえば、低品質の特許が後を絶たないだろう」と話した。ある技術移転の専門家は、「米国のMITの場合も、発明申告書の受付件数に比した特許出願の割合が韓国よりはるかに低い。韓国の大学では、特許出願の拒絶事例をあげるほうが難しい」と語った。

韓国大学の特許出願の現況(単位:件)

年度	2008	2009	2010	2011	2012
特許件数	8,413	9,760	10,667	11,581	12,233

<クォン・ドンジュン記者>

5-5 エレベータ安全関連の特許出願が急増

韓国特許庁(2013.7.4)

韓国特許庁は、エレベータが突然急停止して閉じ込められてしまった場合、安全に救出できるようとする「エレベータ安全」に関する特許出願が増加していると発表した。

最近、電力需要の急増と、突然の原発稼働中止などの影響で、ブラックアウトへの懸念が高まっている。2011年9月15日、ブラックアウト寸前の大型停電により、多くの人が数時間もエレベータの闇の中に閉じ込められ、やっと救助される事態が起きた。全国的な停電につながるブラックアウトが現実となれば、どれほどの人がエレベータに閉じ込められ、危険な状態に陥るか想像をするだけでも怖くなる。

韓国特許庁によると、エレベータ安全に関する特許出願は、2008年27件、2009年36件、2010年25件と横ばいの後、2011年の停電後、2011年30件、2012年38件に増加している。

この特許出願を技術分野別に分析すると、非常通信設備 27%(42件)、安全コントロール設備 22%(34件)、非常コントロール設備 16%(25件)、ドアの開閉コントロール設備 13%(20件)、非常電源供給設備 9%(14件)、緩衝機 2%(3件)、停電照明設備 1%(2件)となっている。

新都市の建設や高層ビルの増加にともない、韓国のエレベータ産業は著しく発展し、1990年代の初め、3万台水準にとどまっていたエレベータ設置台数が2012年には46万台を超えて世界8位に成長した。これを人口密度だけで換算すれば、世界でエレベータが最も多い国となる。

こうしたエレベータ産業の量的成長とともに、いくら強調してもしすぎることはないのがエレベータの安全性だろう。エレベータ産業が現在の発展振りを維持できた背景にも、19世紀後半、米国の発明家「オスティ氏」が墜落防止設備を発明し、自分が直接乗って「安全性」を証明した後からだという。

韓国特許庁は、「ブラックアウトのような大型停電の発生可能性と、安全に対する感心が高まるにつれ、エレベータ安全に関する特許出願も増加するとみられる」と説明し

た。

<年度別における出願件数>(単位：件)

-	2008	2009	2010	2011	2012	合計
内国人	14	18	12	26	37	107
外国人	13	18	13	4	1	49
全体	27	36	25	30	38	156

5-6 センサー基盤の M2M 技術関連の特許が急増

韓国特許庁(2013.7.9)

数年前までは SF 映画や CM で紹介されていたセンサー基盤の M2M(Machine to Machine)技術が現実味を帯びつつある。

最近、M2M 技術が IT 融合技術の代表格として注目されている。M2M とは、周りのすべての物にセンサーを取り付け、物同士が情報を収集、共有して人の便利な暮らしをサポートする技術を意味する。

韓国特許庁によると、2003 年から 2007 年までは約 60 件にすぎなかった M2M 技術の特許出願が最近 5 年間(2008~2012 年)、600 件に迫るほど急伸した。

これは、ブルートゥースや Wi-Fi などの無線通信技術の普及と、スマートフォンの大衆化による結果だと分析される。また、韓国の代表的な通信キャリア 3 社(KT、SKT、LGU+)が全体出願の 30%を占めていることも注目に値するだろう。

韓国の主な通信キャリアが競って同技術に関心を示している理由は、スマートフォンと結合し、ユーザに多様なサービスを提供することで、高付加価値の創出できる収益源にできるためだ。

韓国政府も M2M などのネット新産業育成策を設け、2017 年まで 1000 社の創造企業が登場するほか、10 兆ウォン規模に市場が成長し、5 万人の雇用が創出されると予想している。M2M 技術は、我々の生活の様々な場面で使用され、その範囲が拡大しつつある。特に、患者の状態をリアルタイムで確認できる遠隔診療、スマートメーターを利用したエネルギー管理システムなどで積極的に適用されている。

また、政策や公的サービスにおいて、様々な産業と融合が可能であるため、システムの運営コストを減らし、産業生産性を高める効果が期待できる。

韓国特許庁の関係者は、「M2M 技術は、ただ便利さだけでなく、お互い異なる分野の産業間でバリューチェーンを形成し、新たな経済領域を作ると見込まれている」と説明した。

<M2M 技術の 10 件間における韓国の特許出願動向(2003~2012)>

出願年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	小計
出願件数	3	5	25	23	10	14	55	143	238	167	683
割合	0.4%	0.7%	3.7%	3.4%	1.5%	2.0%	8.1%	20.9%	34.8%	24.5%	100%

※ 未公開出願件数を含める。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム